令和８年度　第３回久万高原町上下水道事業経営審議会　議事要旨

1. 日　時　令和８年１０月２日（金）　午後１時～午後２時４０分
2. 場　所　久万町民館　２階　議員控室
3. 出席者　委員１０名　（３名欠席）
4. 次　第
 1) 開会
 2) 会長あいさつ
 3) 議事
 水道料金の改定パターンの比較検討と新料金体系
 質疑応答
 答申書案について
 4) その他
 今後の開催日程及び内容について
 5) 閉会

―――――――――――――――――――― 議　事　要　旨 ――――――――――――――――――――

テーマ①：水道料金改定パターンの比較検討と新料金体系案

【事務局説明】

１．前回の振り返り（第２回審議会での審議結果と方針）

（１）必要な給水収益と不足額

令和 9 年度から 11 年度までの 3 年間の事業原価推計値（合計 3 億 7,076 万 5,000 円）から給水収益以外の控除額（2 億 3,021 万 5,000 円）を差し引いた結果、収支平衡に必要な給水収益は年平均 1 億 4,055 万円となる。現行料金を維持した場合の給水収益推計（3 年平均 1 億 563 万 7,000 円）に対し、年平均約 3,491 万円（3 箇年合計 1 億 474 万円）の財源不足が生じるため、現行に対し平均 1.33 倍（約 33%増）の料金改定が必要である。

（２）料金改定の検討パターン（時期・回数）

・パターン A（一括値上げ）：令和 9 年 4 月に約 33%を一括値上げ。シンプルで分かりやすく度々の負担増がない一方、一時的な負担感が大きい。

・パターン B（２段階値上げ）：令和 9 年 4 月と 10 年 4 月の 2 回に分け各約 19%値上げ（累積約 41%増）。初期の負担増は緩和されるが、2 年目以降の料金はパターン A より高くなり、町の事務負担や広報が 2 回発生する。

（３）料金体系の見直し方針

・基本料金の統一：従量制基本料金（13㎜）と定額制基本料金を同額（1,573 円）に揃え、簡易水道全体の公平性を確保する。（定額制の管理委託と料金は令和 13 年度末の契約満了に向け一体的に見直し）

・メーター使用料の廃止：独立項目としての徴収を廃止し、基本料金に包含する。

・口径別料金制への移行：用途別料金を廃止し、受益と負担が明確な口径別料金制へ移行する。急増緩和措置として県内最小比率（松前町）との中間値「案②」を採用する。

・基本水量の維持：少量使用の高齢者世帯等に配慮し、現行の「8 ㎥」を維持する。

２．パターン別試算（新料金体系に基づくシミュレーション結果）

（１）試算の前提条件

口径別料金（案②）、メーター使用料廃止、基本水量 8 ㎥統一、超過料金の改定を適用し、人口減少率を考慮した給水収益の推計を行った。

（２）パターンＡ（一括値上げ）の試算結果

・料金設定：13㎜基本料金 1,573円（対一般用+29.5%）、超過料金 236円/㎥（+32.6%）、定額制 1,573円（+43.0%）。

・収支推計：令和9～11年度の推計給水収益は3箇年合計で4億2,168万5,000円（年平均1億4,056万1,000円）となり、必要給水収益に対し3年平均で＋1万1,000円となり収支均衡が確保できる。

・世帯・用途別の影響

一般用13㎜・10㎥（1～2人世帯）：現行1,571円 → 2,045円（＋474円 / ＋30.2%）
一般用13㎜・20㎥（3～4人世帯）：現行3,351円 → 4,405円（＋1,054円 / ＋31.5%）
営業用20㎜・42㎥（平均）：現行6,834円 → 9,731円（＋2,897円 / ＋42.4%）
定額制：現行1,100円 → 1,573円（＋473円 / ＋43.0%）

（３）パターンＢ（２段階値上げ）の試算結果

・料金設定：1回目（R9.4）：13㎜基本料金 1,409円、超過料金 212円/㎥、定額制 1,409円。 2回目（R10.4）：13㎜基本料金 1,634円、超過料金 252円/㎥、定額制 1,634円。

・収支推計：3箇年合計で4億2,173万5,000円（年平均1億4,057万8,000円）となり、3年平均で＋2万8,000円となり収支均衡が確保できる。

・世帯・用途別の影響（累積）

一般用13㎜・10㎥：1回目 1,862円 → 2回目 2,138円（＋567円 / 累積＋36.1%）
一般用13㎜・20㎥：1回目 4,051円 → 2回目 4,658円（＋1,307円 / 累積＋39.0%）
営業用20㎜・42㎥：1回目 9,013円 → 2回目 10,341円（＋3,507円 / 累積＋51.3%）
定額制：1回目 1,409円 → 2回目 1,634円（＋534円 / 累積＋48.5%）

（４）パターン比較・考察

・口径・水量による影響：使用水量が多い世帯や大口径の事業者ほど、超過料金改定や基本水量統一（8㎥）の影響を受け改定率が高くなる傾向がある。

・負担時期による影響：令和9年度時点はパターンBの方が軽いが、令和10年度以降はパターンBの方が高くなり負担が逆転する（例：20㎥利用でパターンBが月253円高くなる）。

【主な質疑応答・意見】

✧パターンBの事務負担

委員より事務負担の具体的内容について質問があり、事務局より「条例改正は 1 度で済むが、広報、検針票の再作成、電算システム設定を 2 回行う必要があるが、パターン選択の理由としてはさほど大きなものではない。」旨が回答された。

✧改定パターンの選択に関する審議

➢段階的値上げ（パターンB）を考慮する意見

3年後の人口減少算定によりパターンAでは3年後に即不足する懸念があり、2段階で41%まで引き上げることで 6 年間程度再値上げなしで維持できる可能性や、段階的な精神的負担緩和を評価する意見が出された。

➢一括値上げ（パターンA）を支持する意見

2 年連続の値上げは「また上がるのか」という町民の不信感・精神的苦痛が非常に大きい。

シミュレーション上、パターン B を採用しても 4 年目の大幅なアドバンテージは小さく、どちらにせよ 3 年後の財政検証と見直しが必要であるため、1 回で改定し 3 年後に再検証する方がシンプルで分かりやすい。

広報等で「3 年後にも人口減少等で再見直しの可能性がある」旨を丁寧に周知しながら一括改定を行うべき。

物価高の中で一括改定の方が家計の計画を立てやすい。

➢事務局見解

3年ごとの財政検証と見直しはいずれにしても避けられない。パターンBは1年後に「また上がるのか」という批判を生む恐れがあり、今回理由を明確に説明して一括改定（パターンA）をご理解いただく方が望ましい旨が述べられた。

【合意事項】

町民への分かりやすさ、度重なる値上げによる不信感の回避、および丁寧な周知広報を徹底することを前提として、「パターンA（令和9年4月に一括して平均約33%の値上げ）」を採用することで全員合意した。

テーマ②：答申書案の説明と協議

【事務局説明】

諮問「簡易水道事業の経営基盤強化に向けた水道料金のあり方について」に対する答申書案（改定の必要性、基本的考え方、改定時期・改定率、料金体系の見直し、定額制の取扱、住民周知、経営努力等）について説明が行われた。

【主な質疑応答・意見】

✧答申手続きの進め方

修正案の作成および事前確認を行い、次回13日に最終確認のうえ会から町長へ答申を行う手続きについて協議がなされた。

✧中長期的・俯瞰的な視点の追加提案：

会長より「単に3年ごとの料金改定にとどまらず、10年・20年先を見た町の水道のあり方を継続的に研究・検証すべき」との提案がなされた。

委員より「水道事業単体だけでなく、農林業等の基幹産業や社会福祉、人口問題等と連携し、持続可能なまちづくりの視点から俯瞰的に検討することが重要」との賛同意見が出された。

✧施設整備費用・過疎債の活用

委員より施設の整備にかかる費用に関し質問があり、事務局より、施設整備費用は一般会計繰入や過疎債（交付税措置）を活用しており、国の方針（分散化支援等）の動向を見極めつつ補助金活用を進めると回答があった。

【合意事項】

・答申書案の修正：答申書案をパターンAの内容とし、会長・事務局において中長期的・俯瞰的な検証やまちづくり連携等の趣旨を「7. 経営努力及び今後の検証」へ反映・修正することに合意した。

・次回手続き：次回第4回審議会（10月13日）において最終案を確認し、町長へ答申することで決定した。